

東近江市新規開業応援補助金交付要綱

東近江市告示第86号

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新たに開業する者に対し、開業に係る資金の一部を補助し、スタートアップを支援することで、新規雇用の創出、市外在住者の転入促進、市内居住者の転出抑制及び市内事業者との取引拡大等を図り、もって本市の経済振興に資するため、新規開業応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東近江市補助金等交付規則（平成17年東近江市規則第54号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規開業 新たに事業を開始するため、市内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を設置し、個人については税務署に開業の届出を行い、法人については法務局に登録簿の登録を行うことをいう。
- (2) 市内事業者 市内に本店、支店その他の店舗等を有し、現に事業活動を行っている個人又は法人をいう。
- (3) 市内事業者との取引 店舗等の改修工事及び備品の購入において、市内事業者を活用することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において新規開業を行う個人又は法人であること。
- (2) 過去3年以内に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条に規定する認定を受けた特定創業支援等事業に位置付ける支援を受け、修了した者
- (3) 当該店舗等で週3日以上の実業活動が可能である者
- (4) 東近江市新規開業応援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）で提案し、選定された事業を行う者
- (5) 補助事業完了後、賃貸又は売却を目的とせず、引き続き5年以上当該事業を継続する意思があること。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 新規開業に当たって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新規開業に必要な次に掲げる経費であって、市内事業者との取引によるもの(市内事業者との取引によっては実現することのできない事業に要する経費を除く。)とする。

- (1) 設備費(自動車、PC等汎用性の高いものに係る費用を除く。)
- (2) 店舗等改修費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 店舗等借入費(自宅兼事務所において要する費用を除く。)
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、200万円を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費が50万円(消費税及び地方消費税を含む。)に満たない場合は、補助金の交付の対象としない。

(審査委員会)

第6条 新規開業に係る事業の計画、資金計画等の提案内容を審査し、補助対象者を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる団体又は組織の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 八日市商工会議所
 - (2) 東近江市商工会
 - (3) 滋賀銀行八日市東支店
 - (4) 湖東信用金庫本店
 - (5) 東近江市企画部
 - (6) 東近江市商工観光部
 - (7) その他市長が必要と認める団体又は組織
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査委員会の庶務は、商工観光部商工労政課において処理する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に新規開業応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 個人情報等確認同意書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し
- (5) 補助対象経費の見積書の写し
- (6) 市税の完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査委員会における審査を経て補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、新規開業応援補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことと決定したときは、新規開業応援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（決定の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、新規開業応援補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、市長は、速やかに審査し、その結果を新規開業応援補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに新規開業応援補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支報告書（様式第10号）
- (2) 補助対象経費の支払を証する領収書の写し（内訳及び明細が記されたもの）
- (3) 完了後の写真（改修工事の場合）
- (4) 開業を証明する書類（開業届の写し等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新規開業応援補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、新規開業応援補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が第3条各号のいずれかに該当しなくなった場合は、規則第22条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 規則第22条第4項の規定による通知は、新規開業応援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則第23条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

2 規則第23条第1項の規定による命令は、新規開業応援補助金返還命令書(様式第14号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

新規開業応援補助金交付申請書

年 月 日

東近江市長 様

（申請者） ㊦

住 所

氏 名

㊦

新規開業応援補助金の交付を受けたいので、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業所名・代表者名	
連絡先	
店舗等所在地	東近江市
対象経費（税込）	円
交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 個人情報等確認同意書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号）及び誓約書の添付書類 <input type="checkbox"/> 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し <input type="checkbox"/> 新規開業に係る経費の見積書（明細を含む。） <input type="checkbox"/> 市税を滞納していないことの証明書（原本） <input type="checkbox"/> 既存建築物の確認済証（補助対象経費に店舗等改修費を含む場合に限る。） <input type="checkbox"/> 建築基準法上の適合状況報告書（補助対象経費に店舗等改修費を含む場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの

事業計画書

1 申請者

住 所 (法人の場合は 本社所在地)	〒
法人名 (屋号)	
代表者名	
連 絡 先	固定電話:
	携帯電話:
生年月日 (法人にあつては 設立年月日)	年 月 日 (歳)
経 歴 (法人の場合は沿革)	

2 店舗等概要

所 在 地	東近江市
業 種	
営業時間	
定休日	
従業員数	正規従業員 人 パート・アルバイト 人 合計 人
許認可有無	有 () ・ 無

3 事業概要

事業内容 (具体的に)	
取扱商品・サービス	
主な仕入先・ 取引先	
顧客・ターゲット (設定理由)	
販売促進・広告宣伝方法	
市場ニーズ・差別化	
他の競合店との差別化	
地域貢献等効果	

4 事業資金計画

(単位：円)

	項目	金額		備考
収入	自己資金			
	借入金			
	補助金			
	その他			
	合計(A)			
支出	項目	金額	(内補助対象額)	備考
	店舗等改修費等			
	機械、備品等			
	運転資金			
	その他			
	合計(B)			

※ (A) = (B)

5 事業収支計画

(単位：円)

科目		1年目	2年目	3年目
収入金額	売上金額①			
	家事消費②			
	その他の収入③			
	計(①+②+③)④			
売上原価	期首商品(製品) 棚卸高⑤			
	仕入金額(製品製造 原価)⑥			
	小計(⑤+⑥)⑦			
	期末商品(製品) 棚卸高⑧			

	差引原価 (⑦－⑧) ⑨				
差引金額 (④－⑨) ⑩					
経 費	給料賃金⑪				
	外注工賃⑫				
	減価償却費⑬				
	貸倒金⑭				
	地代家賃⑮				
	利子割引料⑯				
	そ の 他 の 経 費	租税公課 (ア)			
		荷造運賃 (イ)			
		水道光熱費 (ウ)			
		旅費交通費 (エ)			
		通信費 (オ)			
		広告宣伝費 (カ)			
		接待交際費 (キ)			
		損害保険料 (ク)			
		修繕費 (ケ)			
		消耗品費 (コ)			
福利厚生費 (サ)					
雑費 (シ)					
小計 (ア～シの 計) ⑰					

	経費計 (⑪～⑬の計 + ⑰) ⑱			
	専従者控除前の所得金額 (⑩－⑬) ⑲			
	専従者控除⑳			
	所得金額 (⑲－⑳) ㉑			

6 経費内訳

(単位：円)

売上高、売上原価、販管費等の積算内訳	
1年目	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費
2年目	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費
3年目	売上高 売上原価 販売費及び一般管理費

7 補助対象経費積算明細書

(単位：円)

補助対象の種別	補助対象経費 (税込) (a)	経費の内訳	交付申請額 (b) = (a / 2)
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
交付申請額合計			

※交付申請額は、千円未満を切り捨てる。

8 店舗等改修等工事概要

交付申請額 (店舗等改修費 / 2)	円
店舗等改修費 (税込)	円
店舗等所有者 住所	
店舗等所有者 氏名	
所有者との契約種別	売買 賃貸
構造・規模	造 階建
築年月	年 月 / 築 年
敷地面積	m ²
店舗等延床面積	m ²
改修面積	m ²
施工予定工事業者 所在地	東近江市
施工予定工事業者 名称	
改修等工事予定期間	年 月 から 年 月
開店予定日	年 月
改修等工事内容 (具体的に)	
改修等工事による効果	

※補助対象経費に店舗等改修等が対象となっている場合のみ記載してください。

交付申請額は、千円未満を切り捨てる。

様式第3号（第7条関係）

個人情報等確認同意書

私は、新規開業応援補助金の交付に係る審査のため、下記の情報について、市の担当者が市の保有する資料を閲覧し、若しくは取得すること又は関係機関に照会することに同意します。

年 月 日

申請者

㊟

記

対象となる情報	同意の意思
住民基本台帳による世帯状況	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
公金の収納状況	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
店舗等改修に関する国、県、市等の補助金等の交付状況及び給付制度の受給状況	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
事業計画書（様式第2号）に記載されている事業の内容、資金計画等	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

様式第4号（第7条関係）

誓約書

私は、新規開業応援補助金の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

なお、東近江市が必要な場合には、下記の事項について東近江警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は同居人を含む家族（法人にあつては、法人、その役員及び当該店舗等で従事する社員）が、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己及び関係者が第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

年 月 日

東近江市長 様

住所（所在地） _____

（ふりがな）

氏名（法人名） _____ ⑩

生年月日（設立年月日） _____ 年 月 日 性別（男・女） _____

様式第4号（第7条関係）

誓約書の添付書類

番号	住所（法人の場合は登記簿記載の所在地）	続柄（法人の場合は役職）	フリガナ	氏名（漢字表記）	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

備考 この書類には、申請者の家族（2親等以内）又は同居人のうち、成人している人を記載してください。

法人にあつては、役員及び当該店舗等で従事する社員を記載してください。

様式第6号（第8条関係）

新規開業応援補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東近江市長 印

年 月 日付けで申請のあった新規開業応援補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

交付しない理由

様式第7号（第9条関係）

新規開業応援補助金変更交付申請書

年 月 日

東近江市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった新規開業応援補助金について、下記のとおり変更したいので、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象の種別	<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 店舗等改修費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 変更 の理由 <input type="checkbox"/> 中止		
変更事項	変更前	
	変更後	

※関係書類は、指示された書類を添付してください。

新規開業応援補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

東近江市長

印

年 月 日付けで変更交付申請のあった新規開業応援補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

補助対象の種別	<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 店舗等改修費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他
変更交付決定額	金 円
既交付決定額	金 円

交付条件

- 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後、補助金実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書を提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するとき又は中止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- 4 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- 5 この事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了の翌年度から5年間整理保存してください。

様式第9号（第10条関係）

新規開業応援補助金実績報告書

年 月 日

東近江市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった新規開業応援補助金について、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業収支報告書（様式第10号）
- 2 補助対象経費の領収書の写し（内訳及び明細が記されたもの）
- 3 完了後の写真（改修工事の場合）
- 4 開業を証明する書類（開業届の写し等）
- 5 その他市長が必要と認めるもの

事業収支報告書

1 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事業収支報告

（単位：円）

	項 目	金 額		備 考
収入	自己資金			
	借入金			
	補助金			
	その他			
	合計（A）			
支出	項 目	金 額	(内補助対象額)	備 考
	店舗等改修費等			
	機械、備品、車両等		/	
	運転資金		/	
	その他			
	合計（B）			

※（A）＝（B）

3 補助対象経費支出明細書

補助対象の種別	補助対象経費 (税込) (a)	経費の内訳	交付申請額 (b) = (a / 2)
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 設備費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input type="checkbox"/> 店舗等借入費 <input type="checkbox"/> その他			
交付申請額合計			

※交付申請額は千円未満を切り捨てる。

4 店舗等改修等工事概要

交付申請額 (店舗等改修費 / 2)	円
店舗等改修等 (税込)	円
店舗等所有者 住所	
店舗等所有者 氏名	
所有者との契約種別	売買 賃貸
構造・規模	造 階建
築年月	年 月 / 築 年
敷地面積	m ²
店舗等延床面積	m ²
改修面積	m ²
改修等工事内容 (具体的に)	
改修等工事による効果	

※補助対象経費に店舗等改修等が対象となっている場合のみ記載してください。

交付申請額は、千円未満を切り捨てる。

様式第11号（第11条関係）

新規開業応援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）
住 所
氏 名

東近江市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった新規開業応援補助金について、下記のとおりその額を確定したので、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

確定額 円

備考 この通知書を受けた事業者は、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

様式第12号（第12条関係）

新規開業応援補助金交付請求書

年 月 日

東近江市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった新規開業
応援補助金を下記のとおり交付されるよう、東近江市新規開業応援補助金交付要綱第
12条の規定により請求します。

記

交付請求額

円

様式第13号（第13条関係）

新規開業応援補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

東近江市長

印

年 月 日付け 第 号で交付を決定（額を確定）した新規開業応援補助金について、次の理由により交付決定の全部・一部を取り消すことに決定したので、東近江市補助金等交付規則第22条第4項及び東近江市新規開業応援補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 交付決定額（確定額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付決定取消理由 | | |

様式第14号（第14条関係）

新規開業応援補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

東近江市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部・一部を取り消した新規開業応援補助金について、下記のとおり補助金を返還されるよう、東近江市補助金等交付規則第23条第1項及び東近江市新規開業応援補助金交付要綱第14条の規定により命じます。

記

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 補助金返還額 | 金 | | 円 |
| 2 | 補助金返還期日 | 年 | 月 | 日 |